

釧路港港湾計画の軽易な変更

—西港区第1埠頭地区における土地利用計画の変更—

釧路市水産港湾空港部 港湾計画課

●はじめに

釧路港は、北海道太平洋側に位置し、我が国の食料供給基地である東北海道一円を背後圏に有する、地域の暮らしや産業を支える物流拠点港湾である。

釧路川河口に広がる東港区は、釧路フィッシャーマンズワーフ MOO や釧路市観光国際交流センターなどを拠点に一年を通して様々なイベントが開催され、また、耐震・旅客船ターミナルは、地域の防災と賑わいの拠点としての活用が図られている。

新釧路川の西側に展開する西港区は、港湾物流の中心であり、現在、西港区第2埠頭地区において、国際バルク戦略港湾として、国際物流ターミナルの整備が進められている。

●土地利用上の課題と対策

西港区第1埠頭地区は、昭和49年に埋立造成されており、チップ、紙・パルプや石油製品等の危険物等を主に取り扱っている地区である。

当該地区は、約30haの危険物取扱施設用地を有しているが、その一部については、用途の性格上、土地利用が制限されることから、有効活用が図られていない用地があり、今後の利活用も未定であった。

一方、第2埠頭地区において、国際物流ターミナルの整備が進んでおり、今後、一体的な土地利用が期待される場所である。

こうした状況から、当該地区の有効活用を図るため、危険物取扱施設用地の一部(3.9ha)を港湾関連用地へと変更する土地利用計画の変更を行うものである。

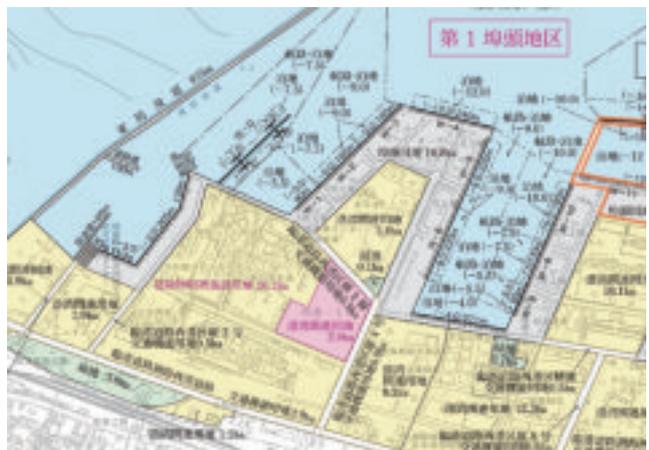


写真：西港区第1埠頭地区

●釧路港港湾計画の軽易な変更

平成28年7月に開催した「第45回 釧路市地方港湾審議会」において、釧路港港湾計画の軽易な変更について諮問し、可と答申されました。

これを受け、港湾法の規定に基づき、港湾計画の変更概要を告示するとともに、国土交通大臣へ港湾計画を送付しております。



図：釧路港港湾計画図

表：土地利用計画

用途	変更前	変更後
危険物取扱施設用地	30.1ha	26.2ha
港湾関連用地	25.1ha	29.0ha

なお、「釧路港臨港地区の分区の変更」についても同時に諮問しており、保安港区から工業港区へと変更を行っている。

●おわりに

今回の釧路港港湾計画の軽易な変更によって、土地の有効活用が図られるものと期待しております。

今後も、社会情勢の変化等に対応した港湾運営及び課題の解決に向けた取組等を進めていきたいと考えております。